

| | |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 令和5年1月27日 | |
| 資 料 提 供 | |
| 和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 | |
| 阪上・小川・萬谷 (お願い全般について) | 池尻・江川 (医療機関の受診、 陽性者登録等について) |
| 073-441-2275 | 073-441-2643 |

「県民の皆様へのお願い」の変更について

県民の皆様へのお願いについて、国において、イベント開催に係る制限が緩和されたことを受け、本県においても、以下のとおり変更いたします。

別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、ご協力をよろしく申し上げます。

| ◆変更前 | ◆変更後 |
|--|--|
| 【県民の皆様へのお願い（1月25日）】 【イベントの事前相談について】 ・イベントや催物を行う場合は、基本的な感染防止策の徹底等を行ってください。 ・感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合、上限人数は収容定員までかつ収容率の上限を100%とします。 ・それ以外の場合は、上限人数は5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限は50%（大声あり）・100%（大声なし）とします。この場合、県が定める感染防止策等チェックリストを作成・公表してください。また、1,000人を超える場合は県に開催予定報告書の提出をお願いします。 | 【県民の皆様へのお願い（1月27日）】 【イベントの事前相談について】 ・イベントや催物を行う場合は、基本的な感染防止策の徹底等を行ってください。 ・感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合、上限人数は収容定員までかつ収容率の上限を100%とします。 ・それ以外の場合は、上限人数は5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限を100%とします。この場合、県が定める感染防止策等チェックリストを作成・公表してください。また、1,000人を超える場合は県に開催予定報告書の提出をお願いします。 |